

◎新潟県選挙管理委員会告示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区 566

佐渡海区 352